

監査対象法人名	指導監査 実施年月日	指摘内容	是正改善状況
社会福祉法人 華野福祉会	令和元年 11月13日	<p>1 法人運営</p> <p>(1) 定款の公表は、直近のものを公表すること。</p> <p>(2) 理事会で決議を要する計算書類の承認については、附属明細書も計算書類と共に理事会に提出し、承認を得ること。</p> <p>(3) 理事に委任されている範囲を、理事会の決定において明確に定めること。</p> <p>2 会計管理</p> <p>(1) 経理規程に定めるところにより事務処理を行うこと。また、経理規程が法人の実態と合っていない場合は、経理規程の変更を検討すること。</p>	<p>改善済</p> <p>改善中</p> <p>改善中</p> <p>改善中</p>